

令和2年10月19日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小磯修二
(公印省略)

令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（タイ・シンガポール市場）の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたので、ご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事（タイ・シンガポール市場）」
- 2 業務委託期間 契約締結の日～令和3年3月15日（月）
- 3 主な業務委託内容
 - (1) 北海道観光情報の動画の作成
 - (2) インフルエンサー等の活用
 - (3) 動画によるデジタルプロモーション
 - (4) ユーザー参加型キャンペーンの実施
 - (5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 12,700,000円（消費税等込み）
- 5 今後のスケジュール（予定）
 - 10月19日（月）：公示・観光機構HPに掲載
 - 10月26日（月）：企画提案参加表明
 - 11月9日（月）：企画提案の受付・受領
 - 11月中旬：企画提案の審査、委託事業者決定
 - 11月下旬：契約締結・業務開始
- 6 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、参加表明締切日から3営業日後の15時までメールで受付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明をした事業者に対し、速やかに送信します。
- 7 その他
新型コロナウイルス感染症拡大状況等の理由で事業が短縮される場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部
人羅 E-mail：a_hitora@visithkd.or.jp
TEL：011-231-6736

以上

「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業 (タイ・シンガポール市場ミレニアル世代)」に係る企画提案募集要領 (指示書)

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人観光客が来道出来ない状況が続いているが、収束後の海外旅行先に「北海道」が最優先で選択されるためには、北海道の観光情報を継続的に発信していくことが重要だと考える。当事業では、東南アジアの中でも北海道リピーターが多いシンガポール市場と来道シェアが高いタイ市場を対象に、動画によるデジタルメディアプロモーションを実施する。冬の北海道の雄大な自然、豊かな食、多彩な体験などのコンテンツを旅行者の心に残る臨場感あふれる動画を発信することで、来道意欲を高め、新型コロナウイルス感染症収束後の来道促進に繋げることを目的とする。

2 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当する者であること。

I 民間企業

II 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

III その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であること。

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5 委託事業費（上限） 12,700,000円（消費税等込）

6 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～令和3年3月15日（月）

(2) 業務スケジュール

10月19日（月）：公示・観光機構HPに掲載

10月26日（月）：企画提案参加表明

11月9日（月）：企画提案の受付・受領

11月中旬：企画提案の審査、委託事業者決定

11月下旬：契約締結・業務開始

※新型コロナウイルス感染症拡大状況等の理由で事業が短縮・縮小する場合があります。

(3) 業務完了日

令和3年3月15日(月)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)。

(4) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受けるものとする。

7 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 対象市場及びターゲット・・・メイン市場はタイとする。

対象市場	言語	ターゲット(共通)
タイ	タイ語	日本好き、訪日リピーター ミレニアル世代
シンガポール	英語	

※観光機構が作成した「訪日外国人来道者の増加に向けた市場分析レポート」を参考資料とするが、新型コロナウイルス感染拡大後に著しくその分析から変化したことが明らかな場合、この限りではない。但し、その場合は理由等を明記すること。

https://www.visit-hokkaido.jp/assets/file/document/2019/10/data1_file_95.pdf

(2) 事業内容

インフルエンサー・ブロガー・YouTuber等(以下:インフルエンサー等)を活用した動画を作成する。動画は、綺麗な景色を発信するのではなく、外国人目線を取り入れ、冬の体験型コンテンツを中心にユーモアと臨場感にあふれ、旅行意欲を掻き立て、視聴者の心に残る内容にすること。作成した動画は、デジタルメディア(SNS、WEBサイト等)やインフルエンサー等を活用した施策を実施することで、北海道の魅力、楽しみ方を多くの旅行者の元に届け、来道意欲を醸成、向上させる取り組みとすること。

①動画作成

1) テーマ

- ・冬のアクティビティー
- ・北海道の食
- ・北海道の絶景(流氷など)

2) 動画内容

- ・動画は各国**3本以上**とする。
- ・テーマを設定し、撮影内容を整理し、動画構成(ストーリー)を具体的に提案すること。
- ・動画構成は、自身が体験しているような映像手法を織り交ぜ、臨場感あふれる内容にすること。現地の現在のトレンドを取り入れ、単なるPR動画にならないように留意すること。
- ・各国への発信は、同一の動画とせず、対象市場に合った切り口とメディアを選定すること。
- ・各コンテンツの動画作成スケジュールなどを明示すること。
※冬の撮影の撮れ高は、天気によって左右されるため、撮影スケジュールは余裕をもって作成すること。
- ・必要に応じて、テロップやナレーション等を使用すること。
発信言語のネイティブチェック、誤字・脱字の防止、現地に違和感の無い内容で発信できる体制を具体的に提案すること。
- ・動画の時間は、各国毎に最適な時間を調査し、具体的に時間を明示すること。
※当事業の動画配信はYouTube等を活用するため、SNS動画のような短時間で印象を残すものではない。

②インフルエンサー等の活用

- ・動画作成におけるインフルエンサー等の活用方法を具体的に明示すること。

- ・動画作成において海外からのインフルエンサー等の招聘は不可とするが、在日またはリモートでの参画は可とする。
- ・タイ、シンガポールに影響力のあるインフルエンサー等を、国別に1名以上を提案すること。
- ・提案したインフルエンサー等については、以下のことを明記すること。

フォロワー等の数
 フォロワー等の属性（どのようなファンを抱えているのか）
 記事の平均PV数
 SNS等の種類
 来道経験や北海道についての知識について
 活動内容

- ・活用するインフルエンサー等は候補として数名提案することを可とする。ただし、事業実施の際、提案した候補から選定すること。
- ・フォロワーやチャンネル登録数が多い者を選定するだけでなく、北海道旅行に関する影響力を示すこと。

③動画によるデジタルメディアプロモーション

1) デジタルメディア

- ・動画については、機構公式FB（英語、タイ語）及び機構公式「GOOD DAY北海道」YouTube (<https://www.youtube.com/channel/UCAGzkBhbA6YuQFt5z7DOTHw>)へ掲載すること。
- ・機構公式FBへの掲載は、短編動画を作成し、効果的にYouTubeアカウントに誘導すること。
- ・機構公式 YouTube アカウントへの誘導を目的としたデジタル広告を実施すること。利用するデジタルメディアおよび効果（KPI）、スケジュール等を具体的に明示すること。
- ・上記以外に効果的なデジタルメディアがある場合は、追加提案を可とする。
※再生数を伸ばすための施策を具体的に提案すること。

2) インフルエンサー等によるプロモーション

- ・上記インフルエンサー等による動画発信プロモーションを具体的に提案すること。

④ユーザー参加型キャンペーンの実施

- ・当事業で作成する動画サイト（YouTube）への誘引、およびコロナ禍における各市場の旅行者の海外旅行に対する意識等、新型コロナウイルス感染症収束後のプロモーションの指標となる調査を目的として、ユーザー参加型キャンペーンを実施する。
- ・機構公式SNSアカウント（Facebook、Instagram）と連携したユーザー参加型キャンペーンを提案すること。
- ・多くのユーザーが参画するための施策を提案すること（プレゼントキャンペーン等）。

⑤その他

- ・上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。
- ・作成した動画の著作権は機構に帰属するものとし、他事業での二次利用や一般事業者（メディア、旅行会社等）での二次利用および加工編集を可能とするための権利関係を整理すること。
- ・肖像権やプライバシー権の侵害とならぬよう注意すること。
- ・事業目的の達成に資する有効な企画があれば、提案書に盛り込むことを可とする。

(3) 必須事項

- ・HOKKAIDO LOVE プロジェクトと連携し、北海道への関心と興味・共感を高め、今後の外国人観光客誘致のさらなる拡大につなげること。 <https://hokkaidolove.jp/en/>
- ・北海道観光振興機構（英語）のウェブサイト「GOOD DAY 北海道」PV数の拡大を目的に、連携すること。 <https://en.visit-hokkaido.jp/>

(4) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ・事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。
- ・事業の取り組み内容に応じた成果（メディア露出、動画サイトPV数、キャンペーン参加ユーザー数、投稿された画像のトレンド分析等）を具体的な数値で検証し、成果・課題・提言等により報告書を作成すること。

(5) 成果品、及び提出物

- ① 当機構YouTube・FB（タイ語・英語）への動画登録
- ② テロップ等が入っていない動画データ（MP4ファイル）（編集可能な状態）
- ③ 事業完了報告書：紙媒体（A4版）2部
- ④ USBメモリ 1部（上記①～③を格納）

8 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和2年10月26日（月） 午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
担当：人羅（ひとら） E-mail：a_hitora@visithkd.or.jp

- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

なお、企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) 事業実績報告

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

- ① 動画作成に必要な経費（制作費、掲載費、画像収集費等）
- ② ユーザー投稿型事業に係る経費（制作費・掲載費・プレゼント費等）
- ③ インフルエンサー等を活用する情報発信に関する経費（取材費）
- ④ 各事業広告に係る経費
- ⑤ その他諸経費

10 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版／両面 50 ページ以内とする。
ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
(例：メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。)
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部 (会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
担当：人羅 (ひとり) 電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和2年11月9日(月) **午後3時 ※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

12 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案についてヒアリング審査を実施する。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング方法、日時及び場所は、別途通知する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3名までとする。

13 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

14 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15 再委託について

再委託の予定がある場合は、下記の要件を遵守すること。

また、再委託先の事業者名、住所、金額、業務範囲を記載し、予め当機構の承諾を得ること。

- (1) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）
・・・再委託を行うことはできない。
- (2) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し当機構の承諾を要する。
- (3) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
・・・再委託に際し当機構の承諾を要さない。

16 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（タイ・シンガポール市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（タイ・シンガポール市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩